

平成 30 年 6 月 25 日

市町村共同募金委員会事務局長 様

社会福祉法人岩手県共同募金会事務局長

「平成 30 年大阪府北部地震義援金」の募集について

平成 30 年 6 月 18 日に発生した地震により、大阪府において住家等へ大きな被害が発生しました。

大阪府共同募金会では、この地震による被災者を支援することを目的に義援金募集を行うことになりましたのでお知らせします。

つきましては、次の事項に留意の上、貴会関係各所に対する周知をお願いします。

なお、寄せられた義援金は、大阪府が設置する義援金募集委員会を通じ被災者へ配分されます。

記

1 義援金の名称

平成 30 年大阪府北部地震義援金

2 募集期間

平成 30 年 6 月 22 日（金）から平成 30 年 9 月 28 日（金）まで

3 義援金の受入先、領収書の発行等

別添「平成 30 年大阪府北部地震義援金」募集要綱をご覧ください。

4 貴会に協力いただきたいこと

(1) 貴会管下関係各所への広報、周知

(2) 貴会に直接義援金が寄せられた場合の対応

① 貴会で受け入れた義援金は、随時本会の指定口座に送金してください。本会で取りまとめの上、大阪府共同募金会に送金します。

② 寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望する場合は、大阪府共同募金会の発行する領収書が必要となります。そのため、貴会からは領収書を「預り書」に訂正して渡していただくとともに、領収書発行に必要な事項を別紙名簿に記入の上、本会まで送付してください。

また、併せて、記載された個人情報を大阪府共同募金会に通知することを寄付者にお伝えください。

③ 義援金の受入状況等について、別紙様式により、送金のつど本会に報告してください。

④ 寄付者名簿等に記載された個人情報は、適正に管理してください。

5 送金指定口座（本会寄付金サービス区分口座）

本会の振込依頼書を利用する場合は、裏面の通信欄に災害名称をご記入ください。（他の義援金と区別する必要があるため、必ず記入願います。）

【振込先】

金融機関名	店名	預金種別	口座番号	口座名義
岩手銀行	本店	普通預金	0002064	社会福祉法人 岩手県共同募金会
東北銀行	本店	普通預金	0000286	
北日本銀行	本店	普通預金	1609542	
盛岡信用金庫	本店	普通預金	0037928	

※ゆうちょ銀行を利用する場合

振替口座 02380-6-2020

社会福祉法人岩手県共同募金会

担当：高橋 佳奈子

電話：019-637-8887

FAX：019-637-9712

「平成30年大阪府北部地震義援金」募集要綱

社会福祉法人大阪府共同募金会

1. 趣旨

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、多数の方々が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている状況となっていることから、大阪府では府内12市1町（大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町）に災害救助法が適用されました。

大阪府共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2. 義援金の名称

平成30年大阪府北部地震義援金

3. 受付期間

平成30年6月22日（金）から平成30年9月28日（金）まで

4. 義援金受入口座

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00950-9-333113	大阪府共同募金会 大阪府北部地震義援金
りそな銀行	(準備中)	

※ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料です。ATM及びインターネットバンキングを利用しての振込手数料は有料です。

5. 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「平成30年大阪府北部地震義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会までご連絡をお願いします。後日、領収書を発行します。

6. 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、大阪府へ送金し、大阪府が設置する義援金募集委員会において使途・配分を決定し、被災された市町を通じて被災者に支給される予定です。

7. その他

- (1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、平成30年6月22日から施行します。

8. 問い合わせ先

社会福祉法人大阪府共同募金会

〒542-0065

大阪府大阪府中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL 06-6762-8717

FAX 06-6762-8718

メール gienkin@akaihane-osaka.or.jp

「平成30年大阪府北部地震義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人大阪府共同募金会

1. 趣旨

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、多数の方々が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている状況となっていることから、大阪府では府内12市1町（大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町）に災害救助法が適用されました。

大阪府共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2. 義援金の名称

平成30年大阪府北部地震義援金

3. 受付期間

平成30年6月22日（金）から平成30年9月28日（金）まで

4. 義援金受入口座

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00950-9-333113	大阪府共同募金会 大阪府北部地震義援金
りそな銀行 大手支店	(普) 0094445	

※ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料です。ATM及びインターネットバンキングを利用しての振込手数料は有料です。

※りそな銀行及び埼玉りそな銀行の本支店（窓口・ATM）から振り込んだ場合、振込手数料は無料です。（ただし、ATMご利用の際、時間帯により別途手数料がかかる場合があります。）

5. 現金書留による義援金の送付

郵便局窓口で現金書留により義援金の送付を希望される場合は、現金書留用の封筒に「救助用郵便」と明記いただければ、郵便料金が免除となります。

(宛先) 〒542-0065 大阪府大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内
社会福祉法人大阪府共同募金会

6. 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「平成30年大阪府北部地震義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会までご連絡をお願いします。後日、領収書を発行します。

7. 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、大阪府へ送金し、大阪府が設置する義援金募集委員会において使途・配分を決定し、被災された市町を通じて被災者に支給される予定です。

8. その他

(1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、平成30年6月22日から施行します。

平成30年6月26日改正（第2版）

9. 問い合わせ先

社会福祉法人大阪府共同募金会

〒542-0065

大阪府大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL 06-6762-8717

FAX 06-6762-8718

メール gienkin@akaihane-osaka.or.jp